

財政部 マネジメント方針

財政部では市長との政策協議のもと、次のとおり基本方針・組織目標・行動目標を定めました。この方針に基づき目標の達成に向け着実に取り組みます。

平成 29 年 4 月 1 日

財政部長 玉 村 公 男

【基本方針】

社会保障関連施策の充実や公共施設の老朽化への対応が求められる中、福井国体・障スポの開催や中核市への移行を見据え、人口減少対策や活力ある地域の創出など、市勢の更なる発展と市民生活の向上につながる施策を着実に推進するため、あらゆる財源の確保に努め、健全な財政基盤の構築を図り、持続可能な財政運営に取り組みます。

【組織目標】

- I. 健全財政計画に基づき、事業の選択と集中を図り、最少の経費で最大の効果を発揮できる財政運営に取り組みます
- II. 施設マネジメント計画に基づき、公共施設の計画的な整備、維持管理、PPP/PFI推進に努めるとともに、公有財産の利活用を進めます
- III. 電子入札の拡充により、透明性・公平性及び事務効率の向上に努めるとともに、契約事務の適正化に取り組みます
- IV. 市税等収納率の向上及び移管債権回収のための取組を推進します

【行動目標】

I. 健全財政計画に基づき、事業の選択と集中を図り、最少の経費で最大の効果を発揮できる財政運営に取り組めます

1 持続可能で健全な財政運営の推進

健全財政計画に基づき、実施計画に掲げた事業を着実に推進するとともに、すべての事務事業について、必要性・緊急性の検証により経費の節減に努め、メリハリのある予算編成に取り組めます。併せて、財政指標の目標を達成できるよう、国・県等の補助制度を的確に活用するなど、あらゆる財源の確保に取り組めます。

また、市債の低利での借換えや借入時の入札を引き続き実施し、利子負担の軽減を図ります。

プライマリーバランス（※1）（30 年度当初予算編成）	：	黒字
公債費の軽減額（※2）	：	3 億 7,000 万円

※1 プライマリーバランス

歳入から市債発行額を引いたものと、歳出から公債費を引いたものとの差で、基礎的な財政収支を表す。

※2 公債費の軽減額

市債の借換え等による平成 30 年度から 10 年間の利子負担の削減効果額

2 新地方公会計への対応

統一的な基準による地方公会計の導入については、各種財務書類の公表に向けて、29 年度期首の貸借対照表及び固定資産台帳を作成します。

また、各所属において、財務会計システムや固定資産の異動等を適切に処理できるよう、職員への研修やサポートに取り組めます。

29 年度期首の貸借対照表及び固定資産台帳の作成	：	10 月
職員研修の実施	：	10 回

Ⅱ. 施設マネジメント計画に基づき、公共施設の計画的な整備、維持管理、PPP/PFI推進に努めるとともに、公有財産の利活用を進めます

3 施設マネジメントの推進

市有施設全体の最適化、長寿命化及び更新コストの平準化を図り、将来にわたり安定的に行政サービスを提供するため、施設マネジメントを推進します。

職員意識の啓発のため研修会を開催するとともに、市庁舎別館耐震改修工事の実施等、施設の長寿命化や複合化・集約化に向けて具体的に取り組めます。

また、公共施設の整備等において、民間の資金やノウハウを活用し、市民サービスの質の向上と効率的な行政運営を進めるため、PPP/PFIの導入を推進します。

さらに、施設マネジメントの取組の一つである、施設の複合化や集約化等の実現に向けて、福井県立大学と共同で、福井版の「施設再編シミュレーションツール」(※)を開発します。

施設マネジメント研修会の開催	: 2回
事業着手施設数	: 3カ所
施設再編シミュレーションツールの共同開発	: 10月

※ 施設再編シミュレーションツール

複数人でチームを組み、チーム毎に、減少する財源や変化する人口動態に応じた施設再編計画を作ることにより、施設マネジメントの必要性や手法を体感できるゲーム。市民向けワークショップや職員研修会等で活用し、施設再編への理解を深める。

4 公有財産の利活用等の推進

公有財産については、将来の必要性を十分に見極めたうえで、普通財産(※)の売却処分や、貸付による有効利用を推進します。

なお、普通財産の処分にあたっては、新聞やフリーペーパーなどの広告媒体を活用したより一層の情報発信と、不動産団体への媒介依頼など売却方法を工夫しながら積極的に取り組めます。

また、行政財産の貸付として、公共施設の余裕スペースを活用した広告等の公募を推進します。

普通財産の売却処分収入額	: 101,000千円
普通財産の貸付収入額	: 14,100千円
行政財産の貸付収入額	: 23,200千円

※ 普通財産

行政財産（公用又は公共用に供している財産）以外の一切の公有財産

行政目的を終えたため、行政目的の達成のために直接的に利用する財産ではなく、主として、売却処分や賃貸借による収益によって間接的に行政財政運営に寄与するために用いられる財産

Ⅲ. 電子入札の拡充により、透明性・公平性及び事務効率の向上に努めるとともに、契約事務の適正化に取り組めます

5 ⑧ 電子入札の拡充

入札・契約における透明性等の確保及び事務効率の向上を図るため、物品の購入等に係る入札について、電子入札の対象を拡げます。

物品の購入等に係る電子入札の実施率（※）： 62.5%（28年度）→ 80.0%（29年度）

※ 物品の購入等に係る電子入札の実施率

（物品の購入等に係る電子入札件数／物品の購入等に係る入札件数）

平成 28 年度実績 90／144 = 62.5%

平成 29 年度目標 115／144（見込） ≒ 80.0%

6 ⑧ 契約事務の適正化

プロポーザル方式による契約事務の公正性等を確保するため、統一的な指針を作成します。

プロポーザルガイドラインの策定： 9 月

Ⅳ. 市税等収納率の向上及び移管債権回収のための取組を推進します

7 市税等収納率の向上

租税負担の公平性を維持するとともに、財政運営の根幹をなす市税等の収入を安定的に確保するため、効果的な納税の勧奨や指導を早期に実施するとともに、財産や生活の状況に応じた滞納整理に取り組み、市税等収納率の向上に努めます。

市税収納率	: 93.7% (28年度見込み) → 94.0% (29年度)
うち、滞納繰越分	: 24.9% (28年度見込み) → 25.0% (29年度)
国民健康保険税収納率	: 67.3% (28年度見込み) → 67.5% (29年度)
うち、滞納繰越分	: 17.9% (28年度見込み) → 18.0% (29年度)

8 移管債権回収の推進

移管債権(※)の適正な回収に努めるとともに、不動産や動産の公売を積極的に進めます。

また、債権管理連絡会や研修会を開催し、関係所属間の連携強化及び債権管理、回収に関する職員の意識向上を図ります。

移管債権の回収額	: 80,000 千円
債権管理連絡会、研修会の開催	: 18 回

※ 移管債権

市税及び利用者負担額（保育料）、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの債権のうち、回収事務を債権管理室に移管したもの